

海老名市教育委員会

(令和2年 3月 定例会議事日程)

日時 令和2年3月6日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 3 号 海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金
交付要綱の一部改正について
- 日程第 2 議案第 12 号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部
改正について
- 日程第 3 議案第 13 号 海老名市部活動方針の一部改正について
- 日程第 4 議案第 14 号 海老名市社会教育計画の策定について
- 日程第 5 議案第 15 号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 日程第 6 議案第 16 号 県費負担教職員の人事異動について（非公開事件）
- 日程第 7 議案第 17 号 市費負担加配教員の配置について（非公開事件）
- 日程第 8 議案第 18 号 令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
（非公開事件）
- 日程第 9 議案第 19 号 「議案第4号 海老名市いじめ防止条例について（非公開事
件）」の議決の取り消しについて（非公開事件）
- 日程第 10 議案第 20 号 海老名市いじめ防止基本方針の廃止について

海老名市教育委員会

令和2年 3月定例会

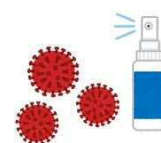
◇教育長報告

1 主な事業報告

- | | |
|-----------|---|
| 2月 7日 (金) | 教育委員会2月定例会
令和2年度新採用予定教職員 |
| 8日 (土) | オペレーションセンター訓練
PTA活動研究集会
PTA情報交換会 |
| 10日 (月) | よりよい授業づくり特別版 (有鹿小学校) |
| 12日 (水) | 学校応援団説明会
上星小学校ひびきあう教育研究発表会
週部会 |
| 13日 (木) | 特学親の会
新たな学校体制づくり推進委員会 |
| 14日 (金) | 最高経営会議
初任者終了時研修会 |
| 15日 (土) | ひきこもり講演会
海老名市少年野球連盟納会 |
| 17日 (月) | えびなっ子しあわせプラン推進委員会
学校給食検討委員会 |
| 18日 (火) | 2月教頭会議
社会教育委員会議 |
| 19日 (水) | 教育支援教室びなマルシェ
教育支援会議
小中一貫教育担当者会
週部会 |



- 20日（木） 臨時校長会議（教職員人事異動内示）
 学校予算調整会議
 市教委・校長連絡会
 学童保育クラブ視察
 ミドルリーダー育成研修会
 えびなっ子しあわせ懇談会
- 21日（金） 市長定例記者会見
 外国語教育担当者会
- 22日（土） 第4回総合教育会議
- 25日（火） 教育委員会2月臨時会
 よりよい授業づくり特別版（海老名小学校）
- 26日（水） 令和2年市議会第1回定例会（開会）
 新型コロナウイルス感染症対策情報連絡会
- 27日（木） 臨時校長会議（新型コロナウイルス感染症対応）
- 28日（木） 教育委員会2月臨時会（学校休業について）
 臨時校長会議（学校休業の対応について）
 代表質疑市長ヒアリング
 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 3月 2日（月） 学校休業（～3月25日）
 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 3日（火） 令和2年市議会第1回定例会（代表質疑）
 臨時最高経営会議
- 4日（水） 城南信用金庫学童への寄付贈呈式
 3月校長会議（卒業式等）
 週部会
 教育課題研究会
- 5日（木） 3月校長会議
 臨時最高経営会議
 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 6日（金） 教育委員会3月定例会



以上です。

報告第3号

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の
一部改正について

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和2年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部を改正したため

海老名市児童健全育成対策(放課後児童クラブ)事業補助金交付要綱の一部改正について

1 概要

当補助金は、学童保育事業の経営の安定化と保育の質向上を目指すため「子ども・子育て支援交付金」を財源の一部として実施している。

市内学童保育クラブの事業者は、経営の安定化と保育の質向上を目指すため本年度すべての事業者の法人化が完了した。

2 改正理由

本要綱に定める補助金額が、財源の一部となる「子ども・子育て支援交付金」の現在の基準額に達しておらず、学童保育事業の継続的な安定化を図るため、現在国が定める基準額へ変更する必要がある。また本補助金の補助対象者を「法人格を持つ者」とすることで、今後における市内学童保育事業の継続的な安定化を図る必要がある。

3 改正内容

(1) 補助要綱の別表を修正

令和元年11月25日付府子本第658号における最新の子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙に定める放課後児童健全育成事業の補助対象項目における補助基準と同額となるように、現在の要綱の別表を修正する。

(2) 補助対象者の内容を修正

現在の補助の対象者である「児童健全育成対策事業を行っている者」を、「児童健全育成対策事業を行っている法人格を持つ者」に変更する。

4 改正のスケジュール

令和2年2月3日 政策会議 決定
2月14日 最高経営会議 決定
3月6日 定例教育委員会 報告
4月1日 施行

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱	海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱
第1条 （略） （補助対象者） 第2条 補助対象者は、児童健全育成対策事業を行っている 法人格を持つ 者（以下「事業者」という。）で、次に掲げる要件を備えるものとする。 （1） 児童福祉法（以下「法」という。）第34条の8第2項の規定による届出を市へ行い、その内容について市から指導等をされていないこと。 （2） 海老名市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に定める最低基準を超えて事業を運営していること。 （3） 学童保育施設に入所している児童の数が1人以上であること。 （4） 年間250日以上施設開設、平日3時間以上及び学校の休業日8時間以上の開設時間による運営を行っていること。ただし、年間200日以上249日未満の施設開設及び事業所が独自に定める開設時間による運営についても、地域における児童の保護者の労働時間や要望、学校の状況等を考慮した結果である旨が確認できる場合においてはこの限りでない。 （5） 入所している児童が、学童保育施設での保育を必要とすると市長が認めた者であること。 （6） その他国又は県の提示するガイドライン等に沿って運営していること。 第3条から第15条 （略） 附則 （略）	第1条 （略） （補助対象者） 第2条 補助対象者は、児童健全育成対策事業を行っている_____者（以下「事業者」という。）で、次に掲げる要件を備えるものとする。 （1） 児童福祉法（以下「法」という。）第34条の8第2項の規定による届出を市へ行い、その内容について市から指導等をされていないこと。 （2） 海老名市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に定める最低基準を超えて事業を運営していること。 （3） 学童保育施設に入所している児童の数が1人以上であること。 （4） 年間250日以上施設開設、平日3時間以上及び学校の休業日8時間以上の開設時間による運営を行っていること。ただし、年間200日以上249日未満の施設開設及び事業所が独自に定める開設時間による運営についても、地域における児童の保護者の労働時間や要望、学校の状況等を考慮した結果である旨が確認できる場合においてはこの限りでない。 （5） 入所している児童が、学童保育施設での保育を必要とすると市長が認めた者であること。 （6） その他国又は県の提示するガイドライン等に沿って運営していること。 第3条から第15条 （略） 附 則 （略）

別表 1（第 4 条関係）		
項目	内容	補助金額
（略）		
開設日数 加算	年間250日以上の開設に対する加算	<u>18,000</u> 円／日（250日を超える開設日、50日まで）
開設時間 加算	長時間の開設に対する加算	① 平日 <u>392,000</u> 円／時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ② 平日以外の学校休業日等 <u>176,000</u> 円／時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。
（略）		
障がい児 受け入れ 加算	障がい児受け入れに対する加算	基礎加算：1,000,000 円／年 複数受入加算：2人以上受け入れる場合 <u>847,000 円</u> ／年
小規模ク ラブ加算	平均利用児童数が19人以下のクラブに2人以上の支援員等を配置する場合	2人目以降の支援員等に係る人件費相当額（上限 <u>575,000</u> 円／年）

別表 4（第 4 条関係） 施設運営補助金金額表

年間平均利用児童数 <u>（人／年）</u>	補助額①	補助額②
開設日 250 <u>日</u> 以上の場合		
1	<u>1,455,200</u>	<u>1,819,000</u>
2	<u>1,476,800</u>	<u>1,846,000</u>
3	<u>1,498,400</u>	<u>1,873,000</u>

別表 1（第 4 条関係）		
項目	内容	補助金額
（略）		
開設日数 加算	年間250日以上の開設に対する加算	<u>17,000</u> 円／日（250日を超える開設日、50日まで）
開設時間 加算	長時間の開設に対する加算	①平日 <u>378,000</u> 円／時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ②平日以外の学校休業日等 <u>170,000</u> 円／時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。
（略）		
障がい児 受け入れ 加算	障がい児受け入れに対する加算	基礎加算：1,000,000 円／年 複数受入加算：2人から4人まで受け入れる場合 <u>796,000 円</u> 円／年
小規模ク ラブ加算	平均利用児童数が19人以下のクラブに2人以上の支援員等を配置する場合	2人目以降の支援員等に係る人件費相当額（上限 <u>559,000</u> 円／年）

別表 4（第 4 条関係） 施設運営補助金金額表

年間平均利用児童数 _____	補助額①	補助額②
開設日 250 _____ 以上の場合		
1	<u>1,401,600</u>	<u>1,752,000</u>
2	<u>1,423,200</u>	<u>1,779,000</u>
3	<u>1,444,800</u>	<u>1,806,000</u>

4	<u>1, 520, 000</u>	<u>1, 900, 000</u>
5	<u>1, 541, 600</u>	<u>1, 927, 000</u>
6	<u>1, 563, 200</u>	<u>1, 954, 000</u>
7	<u>1, 584, 800</u>	<u>1, 981, 000</u>
8	<u>1, 606, 400</u>	<u>2, 008, 000</u>
9	<u>1, 628, 000</u>	<u>2, 035, 000</u>
10	<u>1, 649, 600</u>	<u>2, 062, 000</u>
11	<u>1, 671, 200</u>	<u>2, 089, 000</u>
12	<u>1, 692, 800</u>	<u>2, 116, 000</u>
13	<u>1, 714, 400</u>	<u>2, 143, 000</u>
14	<u>1, 736, 000</u>	<u>2, 170, 000</u>
15	<u>1, 757, 600</u>	<u>2, 197, 000</u>
16	<u>1, 779, 200</u>	<u>2, 224, 000</u>
17	<u>1, 800, 800</u>	<u>2, 251, 000</u>
18	<u>1, 822, 400</u>	<u>2, 278, 000</u>
19	<u>1, 844, 000</u>	<u>2, 305, 000</u>
20	<u>3, 267, 200</u>	<u>4, 084, 000</u>
21	<u>3, 287, 200</u>	<u>4, 109, 000</u>
22	<u>3, 307, 200</u>	<u>4, 134, 000</u>
23	<u>3, 327, 200</u>	<u>4, 159, 000</u>
24	<u>3, 347, 200</u>	<u>4, 184, 000</u>
25	<u>3, 367, 200</u>	<u>4, 209, 000</u>
26	<u>3, 387, 200</u>	<u>4, 234, 000</u>
27	<u>3, 407, 200</u>	<u>4, 259, 000</u>
28	<u>3, 427, 200</u>	<u>4, 284, 000</u>
29	<u>3, 447, 200</u>	<u>4, 309, 000</u>
30	<u>3, 467, 200</u>	<u>4, 334, 000</u>
31	<u>3, 487, 200</u>	<u>4, 359, 000</u>
32	<u>3, 507, 200</u>	<u>4, 384, 000</u>
33	<u>3, 527, 200</u>	<u>4, 409, 000</u>
34	<u>3, 547, 200</u>	<u>4, 434, 000</u>
35	<u>3, 567, 200</u>	<u>4, 459, 000</u>

4	<u>1, 466, 400</u>	<u>1, 833, 000</u>
5	<u>1, 488, 000</u>	<u>1, 860, 000</u>
6	<u>1, 509, 600</u>	<u>1, 887, 000</u>
7	<u>1, 531, 200</u>	<u>1, 914, 000</u>
8	<u>1, 552, 800</u>	<u>1, 941, 000</u>
9	<u>1, 574, 400</u>	<u>1, 968, 000</u>
10	<u>1, 596, 000</u>	<u>1, 995, 000</u>
11	<u>1, 617, 600</u>	<u>2, 022, 000</u>
12	<u>1, 639, 200</u>	<u>2, 049, 000</u>
13	<u>1, 660, 800</u>	<u>2, 076, 000</u>
14	<u>1, 682, 400</u>	<u>2, 103, 000</u>
15	<u>1, 704, 000</u>	<u>2, 130, 000</u>
16	<u>1, 725, 600</u>	<u>2, 157, 000</u>
17	<u>1, 747, 200</u>	<u>2, 184, 000</u>
18	<u>1, 768, 800</u>	<u>2, 211, 000</u>
19	<u>1, 790, 400</u>	<u>2, 238, 000</u>
20	<u>3, 124, 800</u>	<u>3, 906, 000</u>
21	<u>3, 144, 800</u>	<u>3, 931, 000</u>
22	<u>3, 164, 800</u>	<u>3, 956, 000</u>
23	<u>3, 184, 800</u>	<u>3, 981, 000</u>
24	<u>3, 204, 800</u>	<u>4, 006, 000</u>
25	<u>3, 224, 800</u>	<u>4, 031, 000</u>
26	<u>3, 244, 800</u>	<u>4, 056, 000</u>
27	<u>3, 264, 800</u>	<u>4, 081, 000</u>
28	<u>3, 284, 800</u>	<u>4, 106, 000</u>
29	<u>3, 304, 800</u>	<u>4, 131, 000</u>
30	<u>3, 324, 800</u>	<u>4, 156, 000</u>
31	<u>3, 344, 800</u>	<u>4, 181, 000</u>
32	<u>3, 364, 800</u>	<u>4, 206, 000</u>
33	<u>3, 384, 800</u>	<u>4, 231, 000</u>
34	<u>3, 404, 800</u>	<u>4, 256, 000</u>
35	<u>3, 424, 800</u>	<u>4, 281, 000</u>

36	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
37	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
38	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
39	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
40	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
41	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
42	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
43	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
44	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
45	<u>3, 587, 200</u>	<u>4, 484, 000</u>
46	<u>3, 539, 200</u>	<u>4, 424, 000</u>
47	<u>3, 491, 200</u>	<u>4, 364, 000</u>
48	<u>3, 443, 200</u>	<u>4, 304, 000</u>
49	<u>3, 395, 200</u>	<u>4, 244, 000</u>
50	<u>3, 347, 200</u>	<u>4, 184, 000</u>
51	<u>3, 299, 200</u>	<u>4, 124, 000</u>
52	<u>3, 251, 200</u>	<u>4, 064, 000</u>
53	<u>3, 203, 200</u>	<u>4, 004, 000</u>
54	<u>3, 155, 200</u>	<u>3, 944, 000</u>
55	<u>3, 107, 200</u>	<u>3, 884, 000</u>
56	<u>3, 059, 200</u>	<u>3, 824, 000</u>
57	<u>3, 011, 200</u>	<u>3, 764, 000</u>
58	<u>2, 963, 200</u>	<u>3, 704, 000</u>
59	<u>2, 915, 200</u>	<u>3, 644, 000</u>
60	<u>2, 867, 200</u>	<u>3, 584, 000</u>
61	<u>2, 819, 200</u>	<u>3, 524, 000</u>
62	<u>2, 771, 200</u>	<u>3, 464, 000</u>
63	<u>2, 723, 200</u>	<u>3, 404, 000</u>
64	<u>2, 675, 200</u>	<u>3, 344, 000</u>
65	<u>2, 627, 200</u>	<u>3, 284, 000</u>
66	<u>2, 579, 200</u>	<u>3, 224, 000</u>
67	<u>2, 531, 200</u>	<u>3, 164, 000</u>

36	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
37	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
38	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
39	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
40	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
41	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
42	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
43	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
44	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
45	<u>3, 444, 800</u>	<u>4, 306, 000</u>
46	<u>3, 402, 400</u>	<u>4, 253, 000</u>
47	<u>3, 360, 000</u>	<u>4, 200, 000</u>
48	<u>3, 317, 600</u>	<u>4, 147, 000</u>
49	<u>3, 275, 200</u>	<u>4, 094, 000</u>
50	<u>3, 232, 800</u>	<u>4, 041, 000</u>
51	<u>3, 190, 400</u>	<u>3, 988, 000</u>
52	<u>3, 148, 000</u>	<u>3, 935, 000</u>
53	<u>3, 105, 600</u>	<u>3, 882, 000</u>
54	<u>3, 063, 200</u>	<u>3, 829, 000</u>
55	<u>3, 020, 800</u>	<u>3, 776, 000</u>
56	<u>2, 978, 400</u>	<u>3, 723, 000</u>
57	<u>2, 936, 000</u>	<u>3, 670, 000</u>
58	<u>2, 893, 600</u>	<u>3, 617, 000</u>
59	<u>2, 851, 200</u>	<u>3, 564, 000</u>
60	<u>2, 808, 800</u>	<u>3, 511, 000</u>
61	<u>2, 766, 400</u>	<u>3, 458, 000</u>
62	<u>2, 724, 000</u>	<u>3, 405, 000</u>
63	<u>2, 681, 600</u>	<u>3, 352, 000</u>
64	<u>2, 639, 200</u>	<u>3, 299, 000</u>
65	<u>2, 596, 800</u>	<u>3, 246, 000</u>
66	<u>2, 554, 400</u>	<u>3, 193, 000</u>
67	<u>2, 512, 000</u>	<u>3, 140, 000</u>

68	<u>2,483,200</u>	<u>3,104,000</u>
69	<u>2,435,200</u>	<u>3,044,000</u>
70	<u>2,387,200</u>	<u>2,984,000</u>
<u>71 以上</u>	<u>2,333,600</u>	<u>2,917,000</u>
開設日 200 <u>日</u> 以上 250 日未満の場合		
19 <u>以下</u>	<u>1,344,800</u>	<u>1,681,000</u>
20 <u>以上</u>	<u>2,364,000</u>	<u>2,955,000</u>

68	<u>2,469,600</u>	<u>3,087,000</u>
69	<u>2,427,200</u>	<u>3,034,000</u>
70	<u>2,384,800</u>	<u>2,981,000</u>
(新設)		
開設日 200 <u>人</u> 以上 250 日未満の場合		
19 <u>人</u> 以下	<u>1,309,600</u>	<u>1,637,000</u>
20 <u>人</u> 以上	<u>2,277,600</u>	<u>2,847,000</u>

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業（以下「児童健全育成対策事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、児童健全育成対策事業を行っている法人格を持つ者（以下「事業者」という。）で、次に掲げる要件を備えるものとする。

- （1） 児童福祉法（以下「法」という。）第34条の8第2項の規定による届出を市へ行い、その内容について市から指導等をされていないこと。
- （2） 海老名市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に定める最低基準を超えて事業を運営していること。
- （3） 学童保育施設に入所している児童の数が1人以上であること。
- （4） 年間250日以上（年度途中の開所の場合は、1年間開所しているとみなして再計算した日数が年間250日以上）の施設開設、平日3時間以上及び学校の休業日8時間以上の開設時間による運営を行っていること。ただし、年間200日以上249日未満（年度途中の開所の場合は、1年間開所しているとみなして再計算した日数が年間200日以上249日未満）の施設開設及び事業所が独自に定める開設時間による運営についても、地域における児童の保護者の労働時間や要望、学校の状況等を考慮した結果である旨が確認できる場合においてはこの限りでない。
- （5） 入所している児童が、学童保育施設での保育を必要とすると市長が認めた者であること。
- （6） その他国又は県の提示するガイドライン等に沿って運営していること。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」とする。）は、児童健全育成対策事業として行う学童保育に係る教材、保険、指導員、施設維持等に係るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、条例に定める支援の単位ごとに、別表1から別表4までに定める基準により算定するものとする。

2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市児童健全育成対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、市長の指定した期日までとし、補助事業は申請のあった日の属する月から適用するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交

付する。

（事業の変更等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業の変更又は中止について市長の承認を受けなければならない。

（１） 事業内容の変更

（２） 事業の中止

（３） その他市長が必要と認めたとき

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市児童健全育成対策事業補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

（報告及び指示）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市児童健全育成対策事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。

（１） 事業実績内訳書

（２） 収支決算書

（３） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市児童健全育成対

策事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（責務）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率運用を図らなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置にかかる特例）

2 平成27年3月31日において現に学童保育事業を行っている者が、第2条の要件のうち法及び条例において経過措置を定めているものについて要件を満たしていない場合は、その経過措置の期間内に限り当該要件を満たしているものとみなす。

（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に支給する補助金額の特例）

- 3 別表 2 分割等補助の項については、平成27年 3 月31日において現に学童保育事業を行っている者で平成33年 3 月31日までの間に限り適用する。

別表 1（第 4 条関係）

項目	内容	補助金額
基礎運営補助	事業運営に要する経費（人件費、光熱水費、教材費等（食費及びそれに準ずる費用を除く。））に対する補助	別表 4 「基礎運営補助金金額表」による
家賃補助	事業運営のために建物等の賃借に要する経費に対する補助	家賃相当額（ただし上限100,000円／月）
開設日数加算	年間250日以上の開設に対する加算	18,000円／日（250日を超える開設日、50日まで）
開設時間加算	長時間の開設に対する加算	① 平日 392,000円／時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ② 平日以外の学校休業日等 176,000円／時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。

短期登録児童加算	長期休暇期間等の短期間のみ登録する児童の受け入れに対する加算	児童 1 人当たり 8,000 円／年
障がい児受け入れ加算	障がい児の受け入れに対する加算	基礎加算：1,000,000 円／年 複数受入加算：2 人以上受け入れる場合 847,000 円／年
小規模クラブ加算	平均利用児童数が 19 人以下のクラブに 2 人以上の支援員等を配置する場合	2 人目以降の支援員等に係る人件費相当額（上限 575,000 円／年）

別表 2（第 4 条関係）

項目	内容	補助金額
環境改善補助	施設の環境改善に要する経費に対する補助（1 事業者 1 回限り）	①現在の施設環境の改善や向上を目的とした施設移転に要する経費（ただし、上限 50,000 円） ②現在の施設環境の改善や向上を目的とした別表 3 のいずれかの工事等に要する経費の 1／2（ただし、上限 150,000 円。100 円未満切捨て）
条例適合取り組み補助	条例に定める基準（第 10 条第 2 項及び第 11 条第 4 項）に適合するための取り組み（施設改修、移転、クラブ分割等）に要する経費に対する補助（1 事業者 1 回限り。クラブ分	条例に定める基準に適合するための取り組みに要した経費（移転費、施設整備費、運搬費、前月分家賃及び礼金、備品購入費等）（ただし、上限 500,000 円）

	割の場合は原則として分割により増加した方の支援の単位に対し補助する)	
--	------------------------------------	--

別表 3 (第 4 条関係)

	No	環境改善等を目的とした工事等の内容例
対象	1	キッチン、洗面所、トイレのリフォーム
	2	機械設備工事（給排水衛生・給湯・換気・ガス設備）、電気設備工事（リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設）
	3	部屋の間仕切りの変更工事
	4	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事 （床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象）
	5	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え含む。）

別表 4 (第 4 条関係) 施設運営補助金金額表

年間平均利用児童数（人／年）	補助額①	補助額②
開設日 250 日以上の場合		
1	1,455,200	1,819,000
2	1,476,800	1,846,000
3	1,498,400	1,873,000
4	1,520,000	1,900,000
5	1,541,600	1,927,000
6	1,563,200	1,954,000
7	1,584,800	1,981,000
8	1,606,400	2,008,000
9	1,628,000	2,035,000

10	1, 649, 600	2, 062, 000
11	1, 671, 200	2, 089, 000
12	1, 692, 800	2, 116, 000
13	1, 714, 400	2, 143, 000
14	1, 736, 000	2, 170, 000
15	1, 757, 600	2, 197, 000
16	1, 779, 200	2, 224, 000
17	1, 800, 800	2, 251, 000
18	1, 822, 400	2, 278, 000
19	1, 844, 000	2, 305, 000
20	3, 267, 200	4, 084, 000
21	3, 287, 200	4, 109, 000
22	3, 307, 200	4, 134, 000
23	3, 327, 200	4, 159, 000
24	3, 347, 200	4, 184, 000
25	3, 367, 200	4, 209, 000
26	3, 387, 200	4, 234, 000
27	3, 407, 200	4, 259, 000
28	3, 427, 200	4, 284, 000
29	3, 447, 200	4, 309, 000
30	3, 467, 200	4, 334, 000
31	3, 487, 200	4, 359, 000
32	3, 507, 200	4, 384, 000
33	3, 527, 200	4, 409, 000
34	3, 547, 200	4, 434, 000
35	3, 567, 200	4, 459, 000

36	3, 587, 200	4, 484, 000
37	3, 587, 200	4, 484, 000
38	3, 587, 200	4, 484, 000
39	3, 587, 200	4, 484, 000
40	3, 587, 200	4, 484, 000
41	3, 587, 200	4, 484, 000
42	3, 587, 200	4, 484, 000
43	3, 587, 200	4, 484, 000
44	3, 587, 200	4, 484, 000
45	3, 587, 200	4, 484, 000
46	3, 539, 200	4, 424, 000
47	3, 491, 200	4, 364, 000
48	3, 443, 200	4, 304, 000
49	3, 395, 200	4, 244, 000
50	3, 347, 200	4, 184, 000
51	3, 299, 200	4, 124, 000
52	3, 251, 200	4, 064, 000
53	3, 203, 200	4, 004, 000
54	3, 155, 200	3, 944, 000
55	3, 107, 200	3, 884, 000
56	3, 059, 200	3, 824, 000
57	3, 011, 200	3, 764, 000
58	2, 963, 200	3, 704, 000
59	2, 915, 200	3, 644, 000
60	2, 867, 200	3, 584, 000
61	2, 819, 200	3, 524, 000

62	2, 771, 200	3, 464, 000
63	2, 723, 200	3, 404, 000
64	2, 675, 200	3, 344, 000
65	2, 627, 200	3, 284, 000
66	2, 579, 200	3, 224, 000
67	2, 531, 200	3, 164, 000
68	2, 483, 200	3, 104, 000
69	2, 435, 200	3, 044, 000
70	2, 387, 200	2, 984, 000
71 以上	2, 333, 600	2, 917, 000
開設日 200 日以上 250 日未満の場合		
19 以下	1, 344, 800	1, 681, 000
20 以上	2, 364, 000	2, 955, 000

- 1 「補助額②」は、平成30年3月31日において条例に定める基準を全て満たしている場合又は平成30年度において新たに当該基準を全て満たしている場合に適用するものとする。この場合において、附則第2条第1項の規定により読み替えられた第10条第2項の規定及び附則第2条第3項の規定により読み替えられた第11条第4項の規定については、読み替える前の基準を適用するものとする。
- 2 「補助額①」は、前項に掲げる場合以外に適用する。

1 事業	2 区分	3 基準額	4対象経費	5負担割合												
		<table><tr><td>4～5時間</td><td>758,000円</td></tr><tr><td>6時間以上</td><td>1,069,000円</td></tr></table> イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合） <table><tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr><tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1時間</td><td>255,000円</td></tr><tr><td>2時間以上</td><td>382,000円</td></tr></table> ※ 1 及び 2 とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、該当する 1 人（1 事業）当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする。	4～5時間	758,000円	6時間以上	1,069,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	255,000円	2時間以上	382,000円		
4～5時間	758,000円															
6時間以上	1,069,000円															
延長時間区分																
30分	150,000円															
1時間	255,000円															
2時間以上	382,000円															
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額2,500円 2 給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額4,500円	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費													
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円 2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児 1人当たり月額 65,300円	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費													
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,305,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,484,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×25,000円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,484,000円	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）													

(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位

$$4,484,000円 - (\text{支援の単位を構成する児童の数} - 45人) \times 60,000円$$

(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位

$$2,917,000円$$

イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）

$$(\text{年間開所日数} - 250日) \times 18,000円$$

（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数） $\times 18,000円$

エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）

(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均
時間数 $\times 392,000円$

(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

$$\text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間} \times 176,000円$$

(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア 基本額（1 支援の単位当たり年額）

(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $2,955,000円$

(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設 $1,681,000円$

イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数） $\times 18,000円$

ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」
の年間平均時間数 $\times 392,000円$

※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

- ・ 山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
- ・ 上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必

	要があると厚生労働大臣が認める場合 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	
	2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額） （1）放課後児童クラブ設置促進事業 ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合 （ア）小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 （イ）幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円 （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円 （4）倉庫設備整備事業 3,000,000円 ※ 開所準備経費については平成31年度に支払われたものに限る。	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費

	3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額） (1) 障害児受入推進事業 1,847,000円 (2) 放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 2,996,000円 イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円 (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 479,000円 ※ (2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業（一般分）	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額） (1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,575,000円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,012,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
	2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） (1) 障害児を3人以上受け入れる場合 1,847,000円	障害児受入強化推進事業の

		(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	実施に必要な経費
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 575,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業(その他)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	1 支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額 （1）放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 128,000円 （2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 256,000円 （3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 384,000円 ※ 1支援の単位あたりの基準額は、896,000円を上限とする。 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 （1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,640円	子育て短期支援事業の実施

議案第12号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和2年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいため

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

現在、小学校は始業式の翌日に入学式を行っている。

それに伴い、学年始休業を、上記規則により、小学校第1学年は4月5日まで、その他の学年は4月4日までとして規定している。

しかし、令和2年度は4月4日が土曜日、4月5日が日曜日であり、4月6日が始業式となり、入学式も同日となってしまう。

そこで、入学式を4月7日に行うため、また、今後のあらゆる状況に対応するために、教育委員会が指定した日を休業日とすることができるよう、規則を改正したい。

【令和元年度】

	4/1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	8(月)
2～6年生	学年始休業				始業式	休日	休日	
1年生	学年始休業					休日	休日	小学入学式

【令和2年度・現行】

	4/1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)	7(火)	8(水)
2～6年生	学年始休業				休日	始業式		
1年生	学年始休業					空白	小学入学式	

【令和2年度・改正後】

	4/1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)	7(火)	8(水)
2～6年生	学年始休業				休日	始業式		
1年生	学年始休業					指定休業日	小学入学式	

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 35 年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- （8） 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

第 3 条第 2 項中「海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項第 8 号の指定を行ったときは、告示する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則	海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条から第 2 条まで 略	第 1 条から第 2 条まで 略
(休業日)	(休業日)
第 3 条 学校の休業日は、次のとおりとする。	第 3 条 学校の休業日は、次のとおりとする。
(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
(2) 日曜日及び土曜日	(2) 日曜日及び土曜日
(3) 開校記念日	(3) 開校記念日
(4) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 4 日まで。ただし、小学校第 1 学年にあつては 4 月 1 日から 4 月 5 日まで（4 月 6 日が第 2 号に該当する場合は 4 月 1 日から 4 月 7 日まで）	(4) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 4 日まで。ただし、小学校第 1 学年にあつては 4 月 1 日から 4 月 5 日まで（4 月 6 日が第 2 号に該当する場合は 4 月 1 日から 4 月 7 日まで）
(5) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 26 日まで	(5) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 26 日まで
(6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで	(6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
(7) 学年末休業 3 月 26 日から 3 月 31 日まで	(7) 学年末休業 3 月 26 日から 3 月 31 日まで
<u>(8) 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日</u>	
2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ <u>教育委員会</u> に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。	2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ <u>海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u> に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。
<u>3 第 1 項第 8 号の指定を行ったときは、告示する。</u>	
(振替授業)	(振替授業)
以下 略	以下 略

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な運営を図り、もって教育水準の維持向上に資するため、その管理運営の基本的事項を定めるものとする。

(学年及び学期)

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開校記念日
- (4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあっては4月1日から4月5日まで（4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日まで）
- (5) 夏季休業 7月21日から8月26日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで
- (8) 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。

3 第1項第8号の指定を行ったときは、告示する。

(振替授業)

第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。

- (1) 運動会等恒例の学校行事を行う場合
- (2) その他教育の実施上、特に必要と認める場合

2 校長は、前項第2号の理由により振替を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(臨時休業)

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。

(1) 非常変災その他急迫の事情がある場合

(2) 教育の実施上、特に必要と認める場合

2 校長は、前項の理由により授業を行わないときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(教育課程の編成)

第6条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 各教科、総合的な学習の時間及び道德の学年別授業時数

(2) 特別活動の種類及びその授業時数

(校外行事)

第7条 教育活動の一環として行う修学旅行、対外競技、野外活動その他の校外行事は、教育委員会が別に定める校外行事に関する実施基準によるものとする。

2 校長は、前項の校外行事のうち、宿泊を伴う校外行事を実施するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(感染症による出席停止)

第8条 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に規定する感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒の出席を停止することができる。

2 校長は、前項の規定による出席停止を行ったときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(性行不良の出席停止)

第8条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為を繰り返し行う等性行不良であって他の児童生徒の教育活動に妨げがあると認められる児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 2 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項の出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。
- 4 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(教材の選定)

第9条 校長は、学校において教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書をいう。以下同じ。）以外の教材（以下「教材」という。）を使用するに当たっては、適切と認めたものを選定するものとする。

- 2 教材の選定に当たっては、児童生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

(教材の承認)

第10条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）については教育委員会の承認を求めなければならない。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、速やかに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。

(教材の届出)

第11条 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的継続的に使用しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本
- (2) 各種学習帳の類

(分掌組織)

第12条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。

- 2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織（以下「グループ」という。）を置く（第4号に係るグループにあっては学校運営上必要があると認める学校に限る。）ものとする。

- (1) 教務、地域との連携に関する事項
- (2) 児童生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項
- (3) 情報管理その他の総務に関する事項
- (4) 学年の教育活動に関する事項

3 校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあっては、2以上の事項を一のグループにおいて分掌させ、又は一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。

4 グループを統括する者は、第14条第1項に規定する総括教諭をもって充てる。

5 校長は、グループが分掌する事項、グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(教科等の担当職員)

第13条 校長は、教科又は学級を担当する職員その他校務を担当する職員を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により、職員を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(総括教諭)

第14条 学校に総括教諭を置き、主幹教諭をもって充てる。

2 総括教諭は、児童生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。

(2) グループの統括に関すること。

(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。

3 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。

(栄養教諭)

第14条の2 学校に栄養教諭を置くことができる。

2 栄養教諭は、校長の監督を受け、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(学校栄養主査)

第15条 学校に学校栄養主査を置くことができる。

2 学校栄養主査は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。

(学校栄養主任技師)

第16条 学校に学校栄養主任技師を置くことができる。

2 学校栄養主任技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。

(学校栄養技師)

第17条 学校に学校栄養技師を置くことができる。

2 学校栄養技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を

つかさどる。

(事務主幹)

第 18 条 学校に事務主幹を置くことができる。

2 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特に重要な特定の学校事務を掌理する。

(総括事務主査)

第 19 条 学校に総括事務主査を置くことができる。

2 総括事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び重要な特定の学校事務を掌理する。

(事務主査)

第 20 条 学校に事務主査を置くことができる。

2 事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特定の学校事務を掌理する。

(主任事務主事)

第 21 条 学校に主任事務主事を置くことができる。

2 主任事務主事は、校長の監督を受け、学校事務を処理する。

(事務主事)

第 22 条 学校に事務主事を置くことができる。

2 事務主事は、校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。

(職の発令)

第 23 条 第 14 条の規定により設けられた職は、教諭又は養護教諭のうちから、第 15 条から前条までの規定により設けられた職は、学校栄養職員又は事務職員のうちから任命権者が命ずる。

(職員会議)

第 24 条 学校に校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議の構成、運営等に関して必要な事項は、校長が定める。

(企画会議)

第 25 条 学校に、企画会議を置く。

2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。

3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。

4 企画会議は、校長、教頭、第 14 条第 2 項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。

5 前各項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。

(休暇)

第 26 条 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 校長の休暇が 3 日を超える場合は、教育長が行う。
- (2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行う。
- (3) 前各号以外の場合は、校長が行う。

(出張)

第 27 条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が 5 日を超える場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。

- 2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。

(施設等の管理)

第 28 条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。

- 2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、施設及び設備を目的外に使用するときは、当該校長の許可を得なければならない。ただし、別に定めがある場合はその限りではない。

(施設等の滅失、棄損)

第 29 条 校長は、学校の施設及び設備等の滅失、棄損が生じたときは速やかに教育委員会に状況を報告しなければならない。

(防災計画)

第 30 条 校長は、防災に関する計画を当該年度の始期に教育委員会へ提出しなければならない。

(宿日直)

第 31 条 校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。

(事故の報告)

第 32 条 校長は、職員及び児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。

(補則)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

議案第 13 号

海老名市部活動方針の一部改正について

別紙のとおり、海老名市部活動方針の一部改正について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 6 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市部活動方針の一部を改正したいため

海老名市部活動方針の一部改正について

1 提案理由

平成30年1月に策定した海老名市部活動方針と現在の国や県の部活動のガイドラインでは、活動日数や休養日等において差異が生じている現状にある。また、学校現場では教員の働き方改革を進めている現状もある。

そこで、今年度の海老名市部活動推進協議会では、部活動顧問アンケート調査結果を踏まえ、今後の部活動方針の在り方について検討を重ねてきた結果、以下のように改正することが望ましいと考えた。

2 概要

海老名市部活動方針の「活動日数と活動時間について」の項目については、必ず守らなければならない「活動規定」と、配慮を要する「配慮事項」の2つに分けて示してきた。

今回の改正では、「配慮事項」も「活動規定」にするとともに、例外項目を更新する。

※詳細は別紙新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日施行

新 (改正)	旧 (現行)
海老名市部活動方針 □ 活動日数と活動時間について <u>(令和2年3月一部改正 同年4月施行)</u> 海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。 したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。 【活動規定】 <u>(1) 週1日以上</u>の休養日を設定する。 <u>(2) 始業前の朝の活動は、週4日以内とする。</u> <u>(3) 夏季休業中は、3日以上</u>の連続休業日を設定する。 <u>(4) 土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上</u>の休養時間を設定する。 <u>(5) 長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上</u>の休養時間を設定する。 <u>(1) についての例外</u> <u>夏季県大会につながる期間中については、規定外の活動ができる。</u> <u>(4)(5) についての例外</u> <u>大会・コンクールなどの連日開催や地域活動への参加、それに向けての準備や練習など、中学校長の共通理解のもと必要と認められる場合については、規定外の活動ができる。</u> 【管理方法】 ◇学校長は次の手順により、活動を管理する。 (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。 (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。 (3) 学校長は、活動計画書をとりまとめ市教委に報告する。 (4) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。 (5) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。	海老名市部活動方針 □ 活動日数と活動時間について 海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。 したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。 【活動規定】 ◇週1日<u> </u>の休養日を設定する。 ◇始業前の朝の活動は、週4日以内とする。 ◇夏季休業中は、3日以上<u>の連続休業日を設定する。</u> 【配慮事項】 ◇土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上の休養時間を設定する。 ◇長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上<u>の休養時間を設定する。</u> 【管理方法】 ◇学校長は次の手順により、活動を管理する。 (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。 (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。 (3) 学校長は、活動計画書をとりまとめ市教委に報告する。 (4) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。 (5) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。 ◇例外として、校長が許可する場合は規定外の活動ができるが、その基準については中学校長の共通理解のもとに確認された範囲のものとする。

海老名市部活動方針

海老名市教育委員会は、海老名市立中学校において学校教育活動の一環として行われる部活動の方針を次のとおり定める。

本方針は、平成 30 年度 4 月 1 日より実施するものとする。

平成 30 年 1 月 19 日
海老名市教育委員会

□ 部活動のねらいについて

教育課程外であるとはいえ、海老名市の教育活動の一環である中学校部活動における生徒への影響力は大変大きく、教育効果は計り知れないものがある。

しかし、そのねらいについては国のガイドラインに示されてはいるものの、学校または部活動ごとに設定してきた状況がある。

今回、部活動方針を策定するにあたって、市として部活動のねらいをしっかりと持つことが重要であると考え、次のように定める。

【海老名市中学校部活動のねらい】

部活動は、生徒ひとりひとりの自主的、自発的な参加により教育課程によらないスポーツ・文化・科学等の教育活動として、次のねらいを達成するために行うものである。

◇自分の目標や課題に向かって粘り強く努力し、それを克服して達成感や成就感を味わう中で、自主的に自分自身を高めよりよくしようとする力を育てる。

◇同じ目標に向かって、仲間とともにお互いに競い、励まし、支えあって活動する中で、つながりを広げ、絆を深めることの喜びを味わい、多くの人と進んでかかわり自分を発揮する力を育てる。

◇生涯にわたって、心と体の健康に関心をもち、主体的にさまざまな活動に取り組み、自分や自分たちの生活をより楽しく豊かなものにしようとする力を育てる。

□ 活動日数と活動時間について （令和2年3月一部改正 同年4月施行）

海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。

したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。

【活動規定】

- (1) 週1日以上 of 休養日を設定する。
- (2) 始業前の朝の活動は、週4日以内とする。
- (3) 夏季休業中は、3日以上 of 連続休業日を設定する。
- (4) 土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上 of 休養時間を設定する。
- (5) 長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上 of 休養時間を設定する。

(1) についての例外

夏季県大会につながる期間中については、規定外の活動ができる。

(4) (5) についての例外

大会・コンクールなどの連日開催や地域活動への参加、それに向けての準備や練習など、中学校長の共通理解のもと必要と認められる場合については、規定外の活動ができる。

【管理方法】

◇学校長は次の手順により、活動を管理する。

- (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。
- (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。
- (3) 学校長は、活動計画書を取りまとめ市教委に報告する。
- (4) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。
- (5) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。

□ 外部指導者の活用について

顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、部活動における技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となっていくことが効果的である場合も考えられる。

また、今後の生徒数減少に伴う教員数の減少、教員の負担軽減の観点から考えても、部活動の運営を教員のみで課することは難しく、外部指導者の最も効果的な活用方法を市として整備することは急務である。

そこで、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に定める部活動指導員の制度を導入し、時代に即した教育活動の一環としての部活動運営を目指す。

さらに、これまでの部活動外部指導者はその名称を部活動支援員として派遣を継続するとともに、より一層効果的な活用を図るためにいくつかの活動可能な条件を追加する。

【部活動指導員】

◇学校の教育計画に基づき、部活動において校長の監督を受け、

○実技指導

○保護者等への連絡

○安全・障害予防の指導

○年間・月間計画作成

○学校外での活動の引率

○生徒指導の対応

○用具・施設の点検管理

○事故発生時の現場対応

○部活動の管理運営

などに従事する。

◇単独で顧問を持つことができる。ただし、その場合は校内に当該部活動の担当教諭を置くこととする。

◇市教委が規則等を定めて任用し、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委及び学校による「事前研修」「定期的な研修」を受講する。

【部活動支援員】

◇原則として顧問とともに活動し、部活動における技術的な支援を行う。

◇学校長が認めた者、認めた場合に限り、学校内での単独指導及び学校外での活動・練習試合等の引率指導を行うことができる。

◇市教委が名簿への登録を行い、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委が行う「事前説明会」に参加する。

※学校教育法施行規則第 78 条の 2

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

□ 医療との連携について

運動部活動においては、一般的なケガや故障を防ぐことだけでなく、成長期のさまざまな障害を予防することと、発生してしまった障害をきちんとコントロールして治療し、後に障害を残さないようにする必要がある。

そのためには、顧問が正確な知識を持つことが必要となるが、それだけでなく、生徒自らが知識を持ち、練習内容をコントロールしたり身体のケアを行ったりできるようにすることが重要となる。

よって、次のように運動部活動と医療の連携を図り、調整等にかかる事務は市教委が行うこととする。

【整形外科医師の学校訪問】

- ◇整形外科医師がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の身体の仕組みやケガの対応と防止等について講演を行う。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

【スポーツトレーナー等の学校訪問】

- ◇スポーツトレーナー等がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の特性にあわせた効果的なトレーニング方法や、ケガを防止するための方法等を指導する。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

□ 保護者の部活動支援について

部活動のねらいを達成するためには、その適切な運営についての保護者の理解と支援が必要であり、海老名市の部活動方針を理解することはもちろんのこと、所属する部活動の運営方針や練習体制を理解し、生徒と顧問を支援することが重要となる。

そのためには、海老名市部活動方針の保護者への十分な周知が不可欠であると考ええる。

なお、保護者の具体的な支援方法については、経済的負担や生徒の送迎などいくつかの課題があり、今後も検討を継続する必要がある。

【保護者への呼びかけについて】

- ◇市教委として、部活動方針周知のためのリーフレットを作成し、その際部活動支援について呼びかける文章を入れる。

議案第14号

海老名市社会教育計画の策定について

別紙のとおり、海老名市社会教育計画の策定について、議決を求める。

令和2年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市社会教育計画を策定したいため

海老名市社会教育計画の策定について

1 策定の背景

人と人とのつながりの希薄化が叫ばれている中、豊かで充実した生活を送るために社会教育の大切さが再認識されています。

社会教育は、学校の教育課程として行われる教育活動を除いた青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とされ、本市においては、平成27年度に社会教育計画を策定し、子どもたちと大人がともに育つことを目標に推進してきました。

令和という新たな時代を迎え、様々な社会教育団体が同じ方向性をもち、子どもたちにかかわることを通して、子どもと大人が共に育つ社会の構築を目指し、社会教育委員会にて協議し、新たな社会教育計画を策定いたします。

2 海老名市社会教育計画の概要

【基本目標】

子どもの活動支援をとおして、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人が、人と人とのつながりを広め・深め、子どもと大人が共に育つ社会の構築

【目指す子どもの姿】

「海老名がだいすき、夢をもてるえびなっ子」の実現

【具体的な取り組み】

① 社会教育団体の連携

社会教育団体の交流の場の充実を図るために「えびなっ子いきいきシンポジウム」の開催

② 社会教育活動の充実に向けて

各団体における活動を周知するための広報活動をおこなうとともに、活動の情報提供を行うことによる交流の主体性の促進を図ります

③ 学習機会の充実

市や関係団体との連携を推進し、今日的な課題、様々な分野に関する学習の機会を設け、家庭・地域の教育力の充実を図ります

○詳細は別冊資料「海老名市社会計画（素案）」のとおり

3 今後のスケジュール

令和2年3月16日 政策会議 報告

3月24日 最高経営会議 報告

4月1日 施行

議案第 15 号

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和2年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正したため

海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

1 改正する規則

海老名市立図書館条例施行規則

2 改正の理由

海老名駅連絡所（えび〜にゃハウス）での住民票等の発行サービスの終了に伴い、海老名市役所連絡所設置規則が廃止されます。（令和2年4月1日施行予定。1月最高経営会議了承済）

同連絡所で実施していた図書の取次サービス（予約資料の受取と貸出資料の返却）について、都市間交流協会で行っている物販等のコーナーとともに引き続き実施するため、「海老名市立図書館条例施行規則」の一部を改正します。

3 改正の概要

取次サービスを実施する場所について「海老名駅連絡所」を削除し、「教育委員会が別に定める取次所」として規定。

そのほか、文言の整理等、所要の改正を行う。

※詳細は、別紙改正文及び新旧対照表のとおり

※教育委員会が別に定めることとした取次所の場所等については、「海老名市立図書館の図書館資料の取次に係る要綱」を新たに策定し、当該要綱において規定します。

要綱については別紙案のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和2年3月16日 政策会議報告

令和2年3月24日 最高経営会議報告

海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市立図書館条例施行規則（昭和 5 9 年教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 の見出し中「海老名市役所海老名駅連絡所」を「取次所」に改め、同条第 1 項中「海老名市役所海老名駅連絡所」を「教育委員会が別に定める取次所」に、「中央図書館及び有馬図書館」を「図書館」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市立図書館条例施行規則	海老名市立図書館条例施行規則
第1条～第13条（略）	第1条～第13条（略）
（館外貸出しの手続）	（館外貸出しの手続）
第14条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用登録票を指定管理者に提出し、貸出券等の交付を受けておかなければならない。	第14条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用登録票を指定管理者に提出し、貸出券等の交付を受けておかなければならない。
2 貸出券等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。	2 貸出券等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。
（1） 住所又は氏名を変更したとき。	（1） 住所又は氏名を変更したとき。
（2） 貸出券等を紛失し、又は汚損したとき。	（2） 貸出券等を紛失し、又は汚損したとき。
3 貸出券等は、第三者に貸与又は譲渡してはならない。	3 貸出券等は、第三者に貸与又は譲渡してはならない。
（ <u>取次所</u> での受取り等）	（ <u>海老名市役所海老名駅連絡所</u> での受取り等）
第14条の2 前条に規定する貸出しを受けようとする者は、 <u>教育委員会が別に定める取次所</u> においても、 <u>図書館</u> で予約した図書館資料の受取り及び貸出しを受けた図書館資料の返却をすることができる。	第14条の2 前条に規定する貸出しを受けようとする者は、 <u>海老名市役所海老名駅連絡所</u> においても、 <u>中央図書館及び有馬図書館</u> で予約した図書館資料の受取り及び貸出しを受けた図書館資料の返却をすることができる。
<u>（第2項削除）</u>	<u>2 前項に規定する海老名市役所海老名駅連絡所における受取り及び返却ができる日と時間は、海老名市役所連絡所設置規則（平成16年規則第28号）第4条に規定する休業日以外で、かつ、同規則第3条に規定する開所時間内とする。</u>
（視聴覚資料の利用手続）	（視聴覚資料の利用手続）
第15条 視聴覚資料を利用しようとする者は、あらかじめ登録申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。	第15条 視聴覚資料を利用しようとする者は、あらかじめ登録申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
2 第11条及び第12条の規定は、視聴覚資料の貸出しについて準用する。この場合において、同条中「図書館資料」とあるのは「視聴覚資料」と読み替える。	2 第11条及び第12条の規定は、視聴覚資料の貸出しについて準用する。この場合において、同条中「図書館資料」とあるのは「視聴覚資料」と読み替える。
以下（略）	以下（略）

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市立図書館条例（昭和59年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 図書館資料 図書、記録、郷土資料、行政資料、カセットテープ、コンパクトディスク、美術品その他の必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）

(2) 視聴覚資料 視覚聴覚教育のための機材及び資料

(中央図書館の事務事業)

第3条 中央図書館は、次の各号に掲げる事務事業を行う。

(1) 図書館統計に関すること。

(2) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。

(3) 図書館資料等の購入及び受入れに関すること。

(4) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。

(5) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。

(6) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。

(7) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。

(8) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。

(9) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。

(10) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。

(11) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事務事業

(有馬図書館の事業)

第4条 有馬図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の閲覧、館外貸出し及び予約に関すること。
- (2) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (3) 読書案内、調査研究等の相談に関すること。
- (4) 他の図書館と連携し、図書館資料の相互利用に関すること。
- (5) 読書会、講習会、鑑賞会等の開催及び奨励に関すること。
- (6) 学校及び社会教育施設等との連絡及び協力に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業
- (8) 図書館施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (9) 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること。

(指定管理者の申請)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める申請書は、海老名市立図書館指定管理者指定申請書（別記様式。以下「申請書」という。）とする。

2 条例第5条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款の写し、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人格のない団体にあっては、役員名簿等その構成状況を示す書類
- (3) 申請書の提出日の属する事業年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書。ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

(事業報告書)

第6条 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該年度の指定管理者及び従事する者の出勤状況を示す資料
 - (2) 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合は、その内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要とする事項
- (開館時間)

第7条 条例第15条第1項の規則で定める図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 中央図書館 午前9時から午後9時まで
 - (2) 有馬図書館 午前9時から午後7時まで
- (複写)

第8条 図書館資料を複写しようとする者は、複写申込書を指定管理者に提出し、その実費を負担しなければならない。

2 複写は、一複写部分につき1部とする。

(複写することができない図書館資料)

第9条 次に掲げる図書館資料は、複写することができない。

- (1) コンパクトディスク等の音響資料及び映像資料
 - (2) その他、複写することが適当でないと認められる図書館資料
- (著作権のある図書館資料の使用責任)

第10条 複写した複製物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、全て当該複写の承認を受けた者が、その責任を負うものとする。

(館外貸出しを受けることができる者)

第11条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 日本国内に居住する者
- (2) 官公署
- (3) 前各号に規定するものにより構成されている団体で市内に活動の本拠をおくもの
- (4) その他指定管理者が特に認めたもの

(館外貸出しをしない図書館資料)

第12条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。

(1) 貴重な図書館資料

(2) 指定管理者が貸出しすることが不適当と認める図書館資料

(館外貸出期間及び貸出数)

第13条 図書館資料の館外貸出期間及び貸出数は、次のとおりとする。

	貸出期間	貸出数
個人貸出し	14日以内	10点以内
団体貸出し	30日以内	200点以内

2 前項の規定にかかわらず、コンパクトディスク等の音響資料及び映像資料の貸出しは、個人貸出しとし、一人2点以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、個人貸出しの場合における館外貸出し期間は、当該図書館資料について館外貸出しを希望するものが他にいない場合に限り、当該貸出期間の満了の日の翌日から起算して14日以内を限度に延長することができる。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、図書館資料の貸出期間中であっても当該図書館資料の返納を求めることができる。

(館外貸出しの手続)

第14条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用登録票を指定管理者に提出し、貸出券等の交付を受けておかなければならない。

2 貸出券等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 貸出券等を紛失し、又は汚損したとき。

3 貸出券等は、第三者に貸与又は譲渡してはならない。

(取次所での受取り等)

第14条の2 前条に規定する貸出しを受けようとする者は、教育委員会が別に定める取次所においても、図書館で予約した図書館資料の受取り及び貸出しを受けた図書館資料の返却をすることができる。

(視聴覚資料の利用手続)

第15条 視聴覚資料を利用しようとする者は、あらかじめ登録申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第11条及び第12条の規定は、視聴覚資料の貸出しについて準用する。この場合において、同条中「図書館資料」とあるのは「視聴覚資料」と読み替える。

(視聴覚資料の利用期間)

第16条 視聴覚資料を利用できる期間は、7日以内とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の期間を変更することができる。

(損害賠償)

第17条 図書館資料若しくは視聴覚資料又は施設若しくは附属設備を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(教育委員会による運営管理)

第18条 条例第21条に規定する読替規定は、この規則においても準用する。この場合において、第8条から第18条まで（第9条、第10条及び第14条の2を除く。）の規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市立図書館の図書館資料の取次に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立図書館条例施行規則（昭和59年教委規則第3号。以下「規則」という。）第14条の2の教育委員会が別に定める取次所について、必要な事項を定める。

(取次所の名称等)

第2条 取次所の名称、位置、開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

名称	位置	開所日及び開所時間
東柏ヶ谷小学校市民 図書室	海老名市東柏ヶ谷六丁 目9番7号	土曜日及び日曜日 午前9時から午後5時まで
えび〜にゃハウス	海老名市中央一丁目2 番2号	午前10時から午後8時まで
海老名市障害者支援 センターあきば	海老名市上今泉六丁目 11番20号	月曜日から金曜日まで 午前10時から午後3時まで (第2水曜日のみ 午前10時 から午後1時まで)
海老名市立国分寺台 文化センター	海老名市国分寺台2丁 目10番23号	午前10時から午後9時まで

- 2 取次所の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、海老名市立国分寺台文化センターにおいては、毎月第4月曜日及び8月13日から16日までの日も休業日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開所日及び開所時間を変更することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案第16号

県費負担教職員の人事異動について（非公開事件）

別紙のとおり、県費負担教職員の人事異動について、議決を求める。

令和2年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

県費負担教職員、管理職の定年退職及び人事異動に伴う後任者の推薦並びに人事の刷新を図りたいため

議案第 17 号

市費負担加配教員の配置について（非公開事件）

別紙のとおり、市費負担加配教員の配置について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 6 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

市費負担加配教員の配置校を決定したいため

議案第 18 号

令和 2 年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について（非公開事件）

別紙のとおり、令和 2 年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 6 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

新規委嘱及び任期満了に伴う後任として、新たに非常勤特別職を委嘱したいため

議案第19号

「議案第4号 海老名市いじめ防止条例について（非公開事件）」の議決
の取り消しについて（非公開事件）

別紙のとおり、「議案第4号 海老名市いじめ防止条例について（非公開事件）」の
議決の取り消しについて、議決を求める。

令和2年3月6日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

「議案第4号 海老名市いじめ防止条例について（非公開事件）」の議決の取り消し
を行いたいため

議案第 20 号

海老名市いじめ防止基本方針の廃止について

別紙のとおり、海老名市いじめ防止基本方針の廃止について、議決を求める。

令和 2 年 3 月 6 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

いじめ防止についての基本的な考え方（今年度の重点）を設定し、海老名市いじめ防止基本方針を廃止したいため

海老名市いじめ防止基本方針の廃止について

1 提案理由及び概要

平成 19 年度に策定し、26 年度に改定を行った「海老名市いじめ防止基本方針」については、平成 27 年に策定された「海老名市いじめ防止条例」第 4 条に規定していることから、廃止をしたい。

また、今後については、昨今のいじめ問題に的確に対応するため、基本方針の考え方を引き継ぎ、さらに年度ごとに取り組む重点課題等を示した「いじめ防止対策の重点」を設定し、毎年度それを見直すことによって、きめ細かくいじめ問題への対応を行っていききたい。

2 令和 2 年度いじめ防止対策の重点

別紙のとおり

3 廃止する方針

海老名市いじめ防止基本方針
別紙のとおり

4 今後のスケジュール

令和 2 年 3 月 6 日 定例教育委員会 決定

令和2年度 いじめ防止対策の重点

海老名市教育委員会

令和2年4月

海老名市いじめ防止条例の趣旨に則り、本市におけるいじめ防止のための対策として、いじめ防止に係る今年度の重点を定める

海老名市いじめ防止条例 第4条 「基本方針」

市は、いじめ問題の重要性を認識し、学校が解決に向けて取り組むべき事項について、次のとおり基本方針を定める。

- (1) 児童等一人ひとりを大切にする人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にし、いじめを許さない指導等の充実に努めること。
- (2) いじめの防止等においては、「被害者」又は「加害者」だけでなく、「観衆」又は「傍観者」など周囲の児童等にも注意を払う必要があることを認識して、絶えず実態把握に努めること。
- (3) いじめの防止等のために、保護者、教育委員会、関係諸機関及び地域と連携すること。

1 具体的取組

未然防止

- (1) いじめを許さない学校づくりを進めるため、各学校で年度初めに「海老名市いじめ防止条例」及び「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で確認する。
- (2) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めるため、各校でいじめに対する教職員研修を実施する。

早期発見・早期解決

- (1) いじめをいち早く把握して、迅速に対応するために教育相談等の機会を通して、実態把握に努める。
- (2) 毎学期、児童・生徒に対し、いじめに関するアンケート調査を実施し、調査結果をいじめ防止対策委員会で共有し、迅速に対応する。
- (3) SNS及びインターネットを通じて行われるいじめなど、今日的課題に対し、保護者や地域へ情報発信を積極的に行い、連携することで指導の充実を図る。

2 いじめの早期発見、早期解決のための体制づくり

- (1) いじめの情報を把握した際、教職員間で情報を共有し迅速に初期対応を行う。
また、その際に担任等の個人判断にならないよう学校いじめ防止対策委員会を機能させ、組織的対応を行う。（個人による抱え込みの防止）
- (2) 事案の内容により、教職員のみでの解決を図らずSC、SSWなどの人材や必要に応じて警察や児童相談所など、外部機関を積極的に活用し解決にあたる。

3 いじめ重大事態への対応について

いじめ重大事態に該当する事案が発生した場合（疑いがある場合も含む）、各学校は教育委員会へ速やかに報告を行い対応にあたる。対応にあたっては学校いじめ防止基本方針の内容を確実に実行し、いじめ防止対策推進法や文科省が示したガイドライン等に沿って進める。

海老名市いじめ防止基本方針（平成26年4月改訂）

1 いじめ問題に対する基本方針

（1）心の教育の充実を図る

いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める。児童生徒一人ひとりを大切にすると人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすると指導等の充実に努める。

（2）早期発見、早期対応に努める

いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。絶えず実態把握に努める。なお、いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童生徒にも注意を払う必要があることを認識して、対応する。

（3）関係機関との連携を図る

いじめの問題が生じた時は、学校、教育委員会、相談機関と家庭・地域と連携して対応していく。

2 いじめをなくすために

（1）いじめを許さない学校づくりを進めるため、毎年、年度初めに海老名市の方針を全教職員で確認する。

（2）お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすると指導等の充実に努めるため、毎年、全教職員で研修を実施する。

3 いじめの早期発見、早期解決のために

（1）いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応するために教育相談等の機会を通して、より実態把握に努める。

（2）毎学期、児童、生徒に対し、いじめに関するアンケート調査を実施し、調査

結果を学年全教員、また、必要に応じて全教職員で情報を共有し、迅速に対応する。

(3) 全てのいじめを教職員が把握し、解決を図ることは難しい面があるため、場合によっては児童・生徒の力を借り、子どもと教師が連携していじめに対応することを視野に入れる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめなど、今日的課題に対し、啓発活動や指導の充実を図る。

4 いじめの早期発見、早期解決のための体制づくり

(1) 平成25年4月から各校の生徒指導担当教諭の受持ち授業時間を削減し、生徒指導時間の拡大を図るため、各中学校に非常勤講師1名を派遣する。

また、教育支援センターにいじめ問題を専門に担当する指導主事（常勤）を配置し、各校の生徒指導チームとの連携を図り、いじめの防止、早期発見及び早期解決を図る。

(2) いじめ問題に関する状況について、弁護士に報告及び相談をし、弁護士からの客観的な助言をもとに、適切な対応を図る。

5 万が一、重大ないじめ事案が生じてしまったときは

必要に応じて、学校及び教育委員会関係者並びに当事者以外の第3者による審査等を行い、客観的な事実の確認を行う。

6 いじめ問題対策連絡協議会

学校、教育委員会、児童相談所、警察等関係者により構成される協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図る。

海老名市いじめ防止条例

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止に係る基本理念、基本方針等を定めることにより、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市、学校、保護者及び地域は、いじめが全ての児童等に関する問題であるとの認識に立ち、全ての児童等がお互いを思いやり、尊重し、安心して生活し、学び合うことができる環境を整えるとともに、それぞれがその責務及び役割を自覚し、迅速かつ組織的にいじめ防止等に取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） いじめ 児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等電子媒体を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2） いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- （3） 学校 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- （4） 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- （5） 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本方針）

第4条 市は、いじめ問題の重要性を認識し、学校が解決に向けて取り組むべき事項について、次のとおり基本方針を定める。

- (1) 児童等一人ひとりを大切にする人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にし、いじめを許さない指導等の充実に努めること。
- (2) いじめの防止等においては、「被害者」又は「加害者」だけでなく、「観衆」又は「傍観者」など周囲の児童等にも注意を払う必要があることを認識して、絶えず実態把握に努めること。
- (3) いじめの防止等のために、保護者、教育委員会、関係諸機関及び地域と連携すること。

(子ども宣言)

第5条 教育委員会は、児童等一人ひとりがお互いを思いやり、尊重し、安心して生活するために、児童等がいじめ防止等に対して取り組むべき事項について宣言を行い、定めることができる。

(市の責務)

第6条 市は、第2条に規定する基本理念に基づき、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(学校の責務)

第7条 学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針を定め、基本理念等に基づき、いじめが行われず、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると料料するときは、適切かつ迅速にこれに対処し、再発の防止に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第9条 教育委員会は、法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関する組織及び団体の連携を図るため、海老名市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる組織に所属する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校
- (2) 児童相談所
- (3) 法務省の人権擁護機関
- (4) 海老名警察署
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

4 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ対策調査会の設置)

第10条 教育委員会は、法第28条第1項に規定する調査を実施するため、いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）を置くことができる。

2 調査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 調査会の委員は、法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識若しくは経験がある者又はその他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 前2項に定めるもののほか、調査会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ対策再調査会の設置)

第11条 市長は、法第30条第2項に規定する調査を実施するため、いじめ対策再調査会（以下「再調査会」という。）を置くことができる。

2 再調査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 再調査会の委員は、法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識若しくは経験がある者又はその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。ただし、前条第3項の規定により調査会の委員として委嘱された者を除く。

4 前2項に定めるもののほか、再調査会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 教育専門指導員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会委員	日 額	8,700
いじめ対策調査会委員	日 額	8,700
いじめ対策再調査会委員	日 額	8,700